

「資料紹介」 玉里島津家資料「御届書写」と「彗星之儀御尋二付天文方書付」

田 平 晶 子

はじめに

黎明館が所蔵している玉里島津家資料の中に彗星に関する次の資料「御届書写」がある。薩摩藩御暦方ではなく天文方と記載があることから、幕府天文方の文書の写しと考えられる。資料に月日の記載はあるが、年は書かれていない。書かれた彗星はいつ出現したのかを調査するとともに、『鹿児島史料』にある天文に関する資料を紹介する。

一 御届書写 八月十四日 (写真一) (玉里島津家資料)

(一) 本文

御届書写

去ル十一二日比ヨリ昏時地平上九度斗薄雲間彗星ニモ可有御座哉、戌亥之間ヨリ北斗天機・天樞之間二建相見エ候得共薄雲中ニ而睨与相分兼候処、昨十三日昏時見留候処、彗星ニ而光芒凡一尺余相発申候ニ付測量仕候、猶又昨曉丑寅之間地平上凡十度斗彗星ニモ可有御座哉相見ヘ候得共、薄雲中ニ而難見定候ニ付、今曉得与見正候処彗星ニ而光芒凡五尺斗相発候ニ付、別紙略測記相添此段申上候、尤追々連測相成候付、猶又細測記可奉入御覧候、依之此段申上候、以上、

八月十四日

天文方三名

(以下に観測図があるが省略)

(二) 解説

資料によると、幕府天文方がまとめた、八月十一日、十二日に出現した彗星の報告の写しである。彗星の位置や光芒の長さ等の観測結果を記述している。文中の「別紙略測」は写真一の左側の図のことと思われる、本来別紙に描かれていたものを一枚の紙に収めたものと考えられる。現在の北斗七星とりょうけん座の一部が描かれている。月日の記載はあるが、年の記載はない。

「安政雑記」中に収載の「彗星見留候ニ付略測相添申上候書付」(国立公文書館デジタルアーカイブ収蔵)には、「去ル十一二日比ヨリ」から始まる、資料「御届書写と同じ彗星の観測結果と考えられる記述がある。『安政五年戌年』と書かれているが、八月十一、二日昏と十三日晨の記述はない。

他に、「常陸国土浦土屋家文書」(国文学研究資料館収蔵)の中にも、内容がほぼ一致する「天文方御届書帳写」がある。それによると、「安政五年八月」と記述がある。ただし、玉里島津家資料にある観測図はない。

これらの資料から推測するに、安政五年八月に観測された彗星の可能性が高

い。

二 彗星之儀御尋ニ付天文方書付 八月廿一日 (写真二) (玉里島津家資料)

(一) 本文

彗星之儀御尋ニ付書付

天文方

去ル十一・二日比ヨリ昏時晨時共彗星見留候ニ付此段御届申上候処、一昨十九日猶又勘考も有之候ハ、可申上旨被仰渡候ニ付、申談取調候趣申上候、

一 此度相顕候彗星之儀昏晨共大微垣と申星座之北ニ有之芒光北斗之内天機・天璇之間を指居候処、次第二東南江相移可申哉之勢ニ相見得、光芒茂追々東之方江指し移り申候、依之曆代之内右類例之彗星相調申候処、図書集成之内

按魏書天象後志、皇始元年夏六月、有星彗『字』於旄頭彗所以去穢布新也皇天『黜』以點無道建有德『或』成馮之以昌或由之以亡、

神瑞三年九月、長彗星孛於北斗轅紫微辛酉入南宮凡八十余日、十二月彗星出自天津入太微、逕北斗于紫宮犯天棓八十余日、及天漢、乃滅語在崔浩傳是歲晋安帝殂後年而宋篡之、

隨書天文志、六月壬戌彗星見於文昌長数寸入文昌犯上將『將』云々占曰有大喪有凶國易改、

唐書昭宗本紀、大順二年四月庚辰有彗星入太微、甲申大赦避正殿減膳徹樂賜兩軍金帛云々、

金史元光元年條天文志八月己卯彗星出於亢宿右摂提・周鼎之間、指大角、

太史奏除舊布新之象宜改元・修政以消天變、於是改是年為元光元年九月丁未滅、

漢土ニ而者古来ヨリ彗星相見得候得者、或者乱、或者水旱等、殊之外凶兆之由申傳、天子膳を減し樂を廃せられ、或ハ大赦改元等之儀を行れ候由前書之通相見得申候、然ル処、近來西洋之説ニ而者、別ニ彗星行違え天有之循環し由候而も我ラ見界ニ顕れ候趣ニ候得共、天変災異之為ニ出現仕候儀ニ者有之間敷奉存候、依之於私共者、日々其所在を連測仕彗星之行環を考察仕候儀ニ御座候、追而細測之記連日所在之図面等可奉入御覽奉存候此段御尋ニ付奉申上候、以上、

八月廿一日

(二) 解説

「去ル十一・二日比ヨリ昏時晨時共彗星見留」とあり、日付が「八月廿一日」であることから資料「御届書写」の続報と考えられる。観測結果の報告と中国で過去に観測された彗星の記録を五例挙げており、「皇始元年」は三九六年、「神瑞三年」は四一六年、「六月壬戌」は後主天統元(五六五)年、「大順二年」は八九一年、「元光元年」は一二二二年を指す。「安政雜記」中に収載の「彗星見留候ニ付略測相添申上候書付」(国立公文書館デジタルアーカイブ)には、前述の五例の他に、元嘉二十八(四五二)年五月と、天嘉元(五六〇)年九月癸丑の記述がある。一方で、元光元年の記述はない。

彗星出現を「凶兆」とし、大赦や改元を行った中国の過去の事例を紹介する一方で、西洋の説では、彗星と天変災異とは無関係であると報告している。彗

星に対する考え方が推移していく過程がうかがわれる。

三 鹿児島県史料にある天文の記述

鹿児島県史料の中から、彗星に関する記述を四つ引用し、時系列に沿って紹介する。

(一) 鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集四 No.四三八七

一文化八年未八月中旬宵ノ間、戌亥ノ間彗星現ル、本星ヨリ光氣東北ノ間ニ向、長サ六七尺、俗是ヲ称シテ稲星ト云、豊年ノ象トス、是歳諸国稲梁大ニ熟ス、於御領内大根占・小根占ニ一ヶ村ツ、纔ニヶ村ノ上見有之、是モ夏初仕付置候処、山塩ニテ洗流シ、再ヒ遅仕付ニ相成候故ニテ候由、俗説亦謂ナキニ非ス、

(二) 鹿児島県史料 島津斉宣・斉興公史料 No.四三三 白氣西方ニ出頭 (道島正亮紀事鈔)

癸卯天保十四年二月昏時分ヨリ五ツ過迄西田 鹿児島城下ヨリ見ル処 二当テ白氣出現、長サ数丈、同十三日晚晴明ニテ能明カナリ、天門館水間 天文方水間嘉藤太 子ヨリ視テ彗星ナルコトヲ知り大底ノ図世ニ晋シ、予モ亦写之、予三月三日晚望視ルニ殆ント薄クシテ難見分ヨク、見レハ誠ニ微ナリ、水間子モ真見ノ処ハ難見分、相見得分野ハ魯国ニモ又福州トモイヘトモサタカナラス、日本ニ押当候ヘハ貫伯ニ当リ候由、西南ニ出レハ貫伯トハ雲泥ノ違ニ候間、別テ不審ニ相考候処、曉ニハ東ニ出テ日ニ随テ西ストイヘリ、

三月七日ニ至リ消亡ス、

(三) 鹿児島県史料 新納久仰雜譜二 (安政五年) 八月十八日

一八月十八日、当分異星相見得、取々之説モ有之候、明時館ヨリ之届見及候間左ニ記、頃日晨昏彗星相見得申候処、光芒薄ク正側難調候得共一通リ測量仕候処、晨ハ丑寅之間ニ同星相旋リ、昏ハ戌亥之間ヘ二十八宿之内大抵翼宿ニ当リ出現仕申候、尤当分何ソ吉凶等ニ相拘リ候物ニテモ有御座間敷奉存、此段申上候、以上、

御曆方

午八月十八日

水間喜藤太

(四) 鹿児島県史料 忠義公史料 第一卷 No.三二八 彗星頭ル(天文館上申)

西五月廿四日ヨリ彗星出現、廿五日ヨリ我々共見候処ハ、戌亥ノ間ヨリ辰巳ノ間ニ流レ、其長サ幾丈トイフヲ不知、夜半ニナリ漸ク亥子ノ間ニ没シ、午未ノ間ニ尾先終ル、

当時一般ノ説ニ、彗星出頭ハ乱兆ヲ示スモノナリトテ、種々ノ異説ヲ唱ヘ、和漢古今ノ例ヲ引ヒテ、光線ノ向フ処ヲ発乱地ト唱ヘ、或ハ一二年前ヨリ風説ニ附会シ、御讓位・遷行等ノ惡説甚シキニ至リ(安政五年閣老間部下総守上京、宮・堂上及各藩侯其他有志ノ輩疑獄ヲ起シタル前後ニアリ)、有志ノ曹モ淺ク流説ヲ信セムトスルモアリ、或ハ北西ノ地ヨリ

事端起ラントモ唱ヘタリ（北ハ越前藩、西ハ本藩ヲ指ス）、今ニシテハ婦女子ノ説ニ等シト雖モ、和漢洋共ニ古昔ハ同様唱ヘタルヲ以テ稽フレハ、当時ノ説強ニ笑フヘキコトニアラス、

（一）は文化八（一八一）年八月の記録である。彗星を「稲星」と言い、「豊年ノ象」と考えていることがわかる。

（二）は天保十四（一八四三）年二月の記録。「白氣」とは彗星のことである。「暁ニハ東ニ出テ日ニ随テ西ストイヘリ」とあることから、昼でも目視することができたようである。また、薩摩藩御暦方が明時館（島津重豪が安永八（一七七九）年に建てた天文観測・研究施設）から観測していることもわかった。鹿児島県史料島津斉宣・斉興公史料には、この「白氣」に関して、澁川助左衛門、陰陽頭安倍朝臣晴雄、足立左内などの考察も収録されている。

天文方水間嘉藤太は明時館の館長と思われるが、水間氏に嘉藤太なる人物を探し出すことができなかった。初代館長水間喜八良實、二代目館長水間喜藤太良純、三代目館長水間良包（後に喜藤太を名乗る）であることから、良純または良包のどちらかであると考えられるが、断定はできない。

（三）は新納久仰が記した安政五年八月十八日の日記である。内容から、資料「御届書写」と「彗星之儀御尋ニ付天文方書付」に書かれた彗星は、安政五年に出現した彗星と判断できる。この彗星も明時館から観測を行っており、観測結果を家老である久仰に報告している。

また、安政五年八月の彗星に関しては、大隅国高山郷二階堂文書『安政五年日記大要』（二階堂陽之坊記述）に彗星の図と記述がある。しかし、正確な観測地点は不明である。

（四）は文久元（一八六一）年五月の天文館上申である。市井での流説が書かれており、彗星出現時の様子がうかがえる。「北西ノ地ヨリ事端起ラントモ唱ヘタリ（北ハ越前藩、西ハ本藩ヲ指ス）」と当時は物騒なことが噂されていたようである。天文の専門家が科学的に彗星を考える一方で、一般の人々から見た彗星は未だ吉凶の星で、様々な噂が飛び交っていたことがわかる。

おわりに

資料「御届書写」と「彗星之儀御尋ニ付天文方書付」に書かれた彗星を特定すべく調べ始めたことがきっかけであった。鹿児島県史料の中に彗星の記録を調べ、時系列を整理し、並べただけの文章になってしまったが、今回紹介した資料が、気象の歴史について調査する際の参考資料となれば幸いである。

なお、資料調査にあたり、本館主任学芸専門員兼学芸調査係長の崎山健文氏に御助言・御教授をいただいた。この場を借りて深く御礼申し上げたい。

引用・参考資料

- 『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集四』No.四三八七
- 『鹿児島県史料 島津斉宣・斉興公史料』No.四三三
- 『鹿児島県史料 新納久仰雑譜二』八月十八日
- 『鹿児島県史料 忠義公史料 第一巻』No.三二八
- 秀村選三『大隅国高山郷二階堂文書』安政五年 日記大要（二階堂陽之坊記述）
- 『大隅』第五十七号 二〇一四年

渡辺俊夫『近世日本天文学史』（恒星社厚生閣 一九八七年）

（たぴら しょうこ） 本館学芸課資料調査編集員）

写真1 御届書 8月14日



